

○高松市環境美化条例

平成9年3月27日条例第17号

改正

平成17年12月21日条例第185号

平成18年3月23日条例第23号

平成21年12月21日条例第59号

平成26年4月1日用字用語整備施行

高松市環境美化条例

(目的)

第1条 この条例は、容器包装及びたばこの吸い殻等の散乱を防止することにより、まちの環境美化及び容器包装の再資源化の促進を図り、もって快適な生活環境の保全及び創造と美しいまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 容器包装 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）に定める容器包装のうち、飲料を充てんし、又は充てんしていた鋼製、アルミニウム製、ガラス製、ポリエチレンテレフタレート製及び紙製の容器をいう。
- (2) たばこの吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他の散乱性の高い不用物をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- (5) 回収容器 容器包装を回収するための容器をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するために必要な総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 市は、容器包装及びたばこの吸い殻等の散乱の防止について、市民等及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、容器包装及びたばこの吸い殻等の投げ捨てその他のまちの美観を損ね、快適な生活環境の保全及び創造を阻害する行為をしてはならない。

2 市民等は、市がこの条例の目的を達成するために実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、容器包装及びたばこの吸い殻等の散乱の防止並びに容器包装の再資源化の促進について、従業員の意識の啓発を図るとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 飲料、食料、たばこ、チューインガムその他のごみの散乱の原因となるおそれのある物を製造し、加工し、又は販売する事業者は、容器包装及びたばこの吸い殻等の散乱の防止について、消費者の意識の啓発を図るとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、市がこの条例の目的を達成するために実施する施策に協力しなければならない。

(環境美化の日)

第6条 市長は、快適な生活環境の保全及び創造について市民等及び事業者の意識の啓発を図り、まちの美化を促進するため、環境美化の日を設けることができる。

(投棄等の禁止)

第7条 市民等は、みだりに容器包装及びたばこの吸い殻等を、道路、公園、広場、河川、海岸その他の公共の場所（以下「公共の場所」という。）及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地又は建物内に捨ててはならない。

2 市民等は、容器包装を回収容器に投入し、又は容器包装を持ち帰るため、自己の所持の下に置かなければならない。

第8条 市民等は、自ら飼養し、又は管理する犬のふんを、公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地に放置し、当該場所を汚してはならない。

(公共の場所における喫煙の制限)

第8条の2 市民等は、公共の場所において、付近に備付けの灰皿がなく、かつ、吸い殻入れを携帯していないときは、喫煙をしないよう努めなければならない。

(喫煙禁止区域)

第8条の3 市長は、たばこの吸い殻の投棄防止を重点的に推進する必要がある区域を喫煙禁止区域として指定することができる。

2 市長は、喫煙禁止区域を指定し、変更し、又は解除しようとするときは、その旨を告示しなければならない。

(喫煙禁止区域内における喫煙の禁止)

第8条の4 市民等は、前条第1項に規定する喫煙禁止区域において、喫煙してはならない。ただし、備付けの灰皿のある場所で喫煙し、たばこの吸い殻を適正に処理する場合は、この限りでな

い。

(公共の場所における印刷物等の回収)

第8条の5 公共の場所において、印刷物等（ちらし、びらその他これらに類するものをいう。以下この条において同じ。）を市民等に配布し、又は配布させた者は、その配布場所の周辺に当該印刷物等が散乱した場合においては、これを速やかに回収するよう努めなければならない。

(回収容器の設置及び管理等)

第9条 自動販売機（規則で定める自動販売機を除く。以下同じ。）により容器包装に充てんした飲料を販売する事業者（以下「設置業者」という。）は、容器包装の散乱を防止し、及び容器包装の再資源化を促進するため、当該自動販売機に回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

2 設置業者は、回収容器により回収した容器包装の再資源化に努めなければならない。

3 設置業者は、容器包装の散乱の防止について消費者の意識の啓発を図るため、当該自動販売機に、市長が交付する啓発シールをはり付けることができる。

(勧告)

第10条 市長は、第8条の規定に違反した者に対し、特に必要があると認めるときは、当該犬のふんを適正に処理するよう勧告することができる。

2 市長は、設置業者が前条第1項の規定に違反しているときは、当該設置業者に対し、期限を定めて、回収容器を設置し、又はこれを適正に管理するよう勧告することができる。

(命令)

第11条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、期限を定めて、当該勧告に従うよう命ずることができる。

(公表)

第12条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が、正当な理由なく、当該命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

(報告の徴収等)

第13条 市長は、第11条に規定する命令の施行に必要な限度において、設置業者に対し、回収容器の設置又は管理の状況等に関し、必要な質問を行い、又は報告を求めることができる。

(立入調査)

第14条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、容器包装若しくはたばこの吸い殻等が散乱している土地又は自動販売機が設置されている土地若しくは建物に立ち入り、必

要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第16条 第11条の規定による命令に従わない者は、5万円以下の罰金に処する。

第17条 第7条第1項の規定に違反した者は、2万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第16条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

(適用上の注意)

第19条 この条例は、第1条に規定する目的を達成するためにのみ適用するものであって、その本来の目的を逸脱してこれを濫用し、市民等及び事業者の権利を不当に侵害するようなことがあってはならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成9年10月1日から施行する。

(牟礼町、香南町及び国分寺町の編入に伴う経過措置)

2 牟礼町、香南町及び国分寺町の編入の日前に牟礼町環境美化条例(平成16年牟礼町条例第5号)、香南町環境美化の促進に関する条例(平成13年香南町条例第4号)又は国分寺町環境美化の促進に関する条例(平成10年国分寺町条例第2号)の規定によりなされた勧告及び命令は、この条例の相当規定によりなされた勧告及び命令とみなす。

3 牟礼町及び国分寺町の編入の日前にした牟礼町環境美化条例又は国分寺町環境美化の促進に関する条例に違反する行為に対する罰則の適用については、それぞれ牟礼町環境美化条例又は国分寺町環境美化の促進に関する条例の例による。

附 則 (平成17年12月21日条例第185号)

この条例は、平成18年1月10日から施行する。

附 則（平成18年3月23日条例第23号）

この条例は、平成18年6月1日から施行する。ただし、第8条の次に1条を加える改正規定（第8条の2第2項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年12月21日条例第59号）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 市長は、この条例の施行前においても、改正後の第8条の3の規定の例により、同条第1項に規定する喫煙禁止区域を指定し、その旨を告示することができる。